

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 郷右近 浩

- 1 日時  
平成25年10月25日（金曜日）  
午後 1 時27分開会、午後 2 時23分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、大宮惇幸委員、  
五日市王委員、及川幸子委員、高橋但馬委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
清川担当書記、今担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
佐藤県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、蓮見道路都市担当技監、  
及川河川港湾担当技監、佐藤県土整備企画室企画課長、  
金田建設技術振興課総括課長、澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、  
伊藤建築住宅課営繕課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
議案審査  
ア 議案第47号 災害公営住宅（陸前高田市中田地区）新築（建築）（第2工区）工事  
の請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
イ 議案第48号 災害公営住宅（陸前高田市柳沢前地区）新築（建築）工事の請負契  
約の締結に関し議決を求めることについて  
ウ 議案第49号 災害公営住宅（大船渡市下欠地区）新築（建築）工事の請負契約の  
締結に関し議決を求めることについて
- 9 議事の内容  
○郷右近浩委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり、  
議案3件について審査を行います。初めに、議案第47号災害公営住宅（陸前高田市中田地

区)新築(建築)(第2工区)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤建築住宅課営繕課長 提案理由について御説明いたします。議案(その5)の1ページをお開き願います。

議案第47号災害公営住宅(陸前高田市中田地区)新築(建築)(第2工区)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。災害公営住宅(陸前高田市中田地区)新築(建築)(第2工区)工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開き願います。工事名は、災害公営住宅(陸前高田市中田地区)新築2工区(建築)工事。工事場所は、陸前高田市高田町字中田地内で、説明資料の位置図に示しているとおりでございます。契約金額は、税込みで17億9,496万円で、請負率は100%としております。請負者は、大豊建設株式会社。請負者の住所は資料に記載のとおりでございます。

本工事は、工事概要に記載しておりますとおり、災害公営住宅111戸を新設するとともに、敷地造成及び駐車場整備などの外構工事を行うものでございます。工事日数は、契約締結の翌日から600日間で、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。2ページをお開き願います。2ページに配置図を添付しております。第2工区B棟が、今回整備されます建物の位置となっております。

次に、3ページをお開き願います。随意契約(見積合わせ)結果説明書についてですが、今回の契約方法は随意契約による契約となっております。随意契約の経緯欄に掲載しておりますとおり、総合評価落札方式条件付一般競争入札において2度の入札不調となっております。これを受けまして、このまま、落札者が決定する確証がないままに再度の入札に付することが、被災者の生活再建等に大きな影響を与えるとの判断から、9月25日に随意契約審議会を開催いたしまして、緊急の必要により競争入札に付することができなるとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約により請負業者の選定を行ったところでございます。見積依頼者選定条件等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。4ページは、見積調書でございます。先ほどごらんいただきました随意契約(見積合わせ)結果説明書にも記載しておりましたが、県内14者、県外11者の計25者に見積もりを依頼しまして、うち3者が見積もりに参加いただいたところでございます。見積もりの結果、大豊建設株式会社が、予定価格の範囲内で――予定価格と同額となっておりますけれども、御提示いただきましたので、契約の相手方となったところでございます。なお、見積調書に記載された予定価格(税込み)の金額――表の上から4段目になりますけれども、これにつきましては、その下の予定価格税抜

き金額に消費税5%を加えた金額となっております。10月5日の見積合わせの段階では、消費税率改正に伴う県営建設工事の取り扱いがまだ確定していなかったことから、従前どおりの5%としたところでございます。その後、10月17日付で、消費税を8%とする県としての取り扱い——具体的には平成25年10月1日以後に契約締結し、引き渡しは平成26年4月1日以降になるものについての取り扱いについて示されたことから、先ほどごらんいただきました1ページの3の契約金額——税込みの設計金額及び契約金額につきましては、設計金額、税抜きの見積額に、それぞれ消費税及び地方消費税の税率8%相当分を加えた金額となっております。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 まず1点目ですが、今定例会でも話題になりましたペットの同伴への対応はされる予定なのか、お伺いしたいと思います。

○勝又建築住宅課住宅課長 中田地区については、今回の発注工区ではペットは飼えないということで進めております。

○城内愛彦委員 入居者の方々に対して、そういう説明はされているのでしょうか。これからのなかかもしれませんけれども、そういうことでも応募するということなのでしょうか。

○伊藤建築住宅課営繕課長 陸前高田市中田地区の今回提案しております団地ですけれども、この後発注を予定しております3工区につきましては、先ほどお話のありましたペット同伴での設計仕様ということで、陸前高田市との調整を進めているところでございます。

○及川幸子委員 私は、この消費税を加えたことによって入札するところが減ったのかなと思うのです。見積依頼者数25者に対して応札が3者だけというのは、ちょっと異常な状況だと思えます。そして、入札不調もあったということで、その原因は何だと思われるかお伺いいたします。

○伊藤建築住宅課営繕課長 まず、当初の発注において入札不調となった原因ですけれども、入札参加予定者、あるいは建設関連団体等との意見交換の中では、昨今の資材不足や労働者の確保が難しいこと——提示された工区の中で業者の方を集めて適切に工事ができるのかという不安から、なかなか応札できなかったということで聞いております。

今回の見積合わせにおいて、見積辞退者が多く出ているわけですが、辞退に当たりまして、業者にその理由を求めているわけではございませんが、こちらで聞き取りした内容としましては、従前のような、業者の確保が難しいという点のほかに、今の時期に受注した場合、技術者の配置が難しいといったような御意見が多く出されているところでございます。

○及川幸子委員 技術者の配置が難しいとか、資材不足というのを挙げられましたけれども、手を挙げるときは25者で、そういうのはもうわかっていたのではないですか。結構名前の通ったところがありますし、やはり原因がもっとほかにあるような気がします。価格

— これを受注しても何ともならない工事であるとか、何か考えられませんか。資材不足、労働者の確保、技術者の配置が難しいというのは、いつも同じ答えで、もう初めからわかっていることなので、そのほかに何かあるような気がいたしますが、どうでしょうか。

○伊藤建築住宅課営繕課長 今回の見積依頼業者につきましては、こちらで選定を行っており、ここに挙げられている業者が参加を予定していたということではございません。今回の工事について依頼されて見積もりをしたところ、条件が合わなかったというようなことでの辞退となっております。初めから受注可能な業者を選定すればいいわけですが、見積依頼の段階ではそこまで把握することができませんので、結果としてそういう形になっているものと思われま。

○及川幸子委員 やはり今後においては、そういうことは絶対把握していかないと、幾らこういうものを並べても何ともならないと思います。この続く2件も同じようなことなですけれども、やっぱり大きな問題だと思いますので、これからはもっともっと気をつけていただきたいと思います。最後に県土整備部長、いかがですか。

○佐藤県土整備部長 今回の見積もりで、従前は、こういう規模の工事は県内の業者をお願いしていたものでございます。私どもが業界団体の皆さんと意見交換をしてきている中で、県内の業者は技術者がかなり逼迫してきているということを伺っております。そういうこともありまして、全国の業界団体の方とも意見交換をしております。そちらも決して潤沢ではないのですが、県に比べればまだ余力があるということで、今回こういう形で大手業者にも声をかけさせていただいております。結果として、大手業者が手を挙げられていないのは、工事が小規模過ぎて、わざわざ遠くから人を連れてきても利益が難しいというところがあった結果かと思ひます。

今後の進め方でございますが、各企業の中に余力のある技術者が何人いるかというのは、実はわかるようでわからないのです。今雇用条件を緩和してしまして、契約時点で雇用していればいいということで、技術者の方が結構動かれています、あるいは工事の受注も随時変わっていくという中で、どこの業者がどのぐらいの工事を受けられるかというのは、なかなかすっきりとはわからないことから、なるべく県内、県外広く声をかけさせていただきながら、何とか受けていただく先を探していく。その中では、これからは、コストの問題などが出てくるかと思ひますので、さまざま情報をとりながら、できる手だてを尽くして、何とか受けていただくところを探していくということでやっていきたいと思ひております。

○工藤勝子委員 今後も災害公営住宅が次々と発注されて、土地造成が進めば受けられると思うのですが、県土整備部としては、今後もこういう随意契約をしていくのでしょうか。入札不調で、その都度2カ月、3カ月と発注がおくれていますよね。競争入札でどうにもならなければ、またこういう随意契約になるのだらうと思ひますけれども、だったら今後は随意契約でやっていく、という考えもあるわけですか。

○佐藤県土整備部長 これからどういう進め方をしていくかということについてござ

いますが、これは総務部とも調整しながらになります、受けていただける工事もまだあるという状況の中では、一定の競争入札を織り込みながらやっていく段階かと今のところは思っております。ただ、この先ほとんどがこういう事態になって、通常の一般競争入札でいいのかとなった場合には、そういうことも含めて、総務部とも相談しながら対応していきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** 結局、被災された人たちが一番望んでいるのは住宅の再建なわけですよね。そういう中において、県としても、一日でも早く住宅を確保するということが非常に大事になってきていると思っております。もう3度目の冬を迎えるわけですし、私たちは競争入札でなければならないと言っているわけではなく、随意契約だからだめだと言っているわけでもない。とにかくどういう形でもいいですから、沿岸地域の皆さんの住宅の確保を、早く進めていただきたいという思いだけでありますので、今後いろんなことを見合わせながら、こういうふうに2回も入札不調が起きて、工期がだんだんおくれしていくような形ではなく進めてほしいというお願いを申し上げます。

○**高橋但馬委員** まず1点目が、先ほど消費税のお話があったのですが、今回これは、引き渡し4月以降にかかるから8%だという理解でよろしいですか。この工事に関しては、平成27年度ということになっておりますが、例えば平成27年10月に消費税が10%にアップすることがもし決まった場合、それ以降は、また消費税分が上がるということでもよろしいですか。

○**伊藤建築住宅課営繕課長** 今回の消費税の改正につきまして、契約時点での取り扱いは決められており、今の対応としては、引き渡し時期が平成26年4月1日以降に延びる場合は消費税8%ということでの契約になります。

○**澤村建築住宅課総括課長** 次に消費税が10%に上がる時にはどうなるのかという御質問だと思います。今回、来年の4月1日に8%になるという場合、その6カ月以前に契約しているものについては、4月1日以降の引き渡しであっても5%を適用するというところでやっており、次回10%になる際にも、多分同じ扱いになるものと思っておりますので、今契約していれば8%のままでいくものと考えております。

○**高橋但馬委員** ありがとうございます。あと1点なのですが、今回入札不調で、最後に随意契約ということで、3者で見積合わせをやっているのですけれども、この決定額——落札金額が100%と出ています。私も、99.何%というのは見たことがあるのですが、100%というのは見たことがなかったので、この中身について御説明をお願いします。

○**伊藤建築住宅課営繕課長** 今回の場合、予定価格の公表を行っております。予定価格につきましては、見積合わせの不調、不落の回避と、予定価格を事前に知ろうとするような不正行為の防止のために、会計規則で規定されております出納局長の同意を得て、事前に公表しているところでございます。災害公営住宅の整備は、先ほどもお話がございましたとおり、被災者の生活再建に大きな影響を与えることから、特に緊急性の高い工事として、今回、通常2者以上とされております見積調書を多数の方から徴取するという形で、競争

性を確保しつつ、手続の迅速化を図るということで、今回その予定価格を公表させていただいたところでございます。

見積金額が予定価格の範囲内であれば契約を締結できることとなっておりますので、参加された業者の見積金額がたまたま同額の100%で、今回落札決定に至ったということであります。

○高橋但馬委員 では、最後になるのですけれども、今後そういう形になる場合、予定価格は公表するということがよろしいですか。

○伊藤建築住宅課営繕課長 先ほどもお話ししましたように、手続の迅速化ということもございまして、価格について事前に把握しようといった不正行為の防止という観点で公表させていただいておりますので、次回もこういう随意契約による場合においては、同様の扱いとしたいと思います。

○五日市王委員 先ほどの及川委員や工藤委員の質問と関連するのですが、きょう議会運営委員会で配られた、平成25年度大規模県営建設工事発注見込みによりますと、12月で22件、2月で61件、合計83件、うち県土整備部分が43件あるということですので、ここをもう少し詳しく御説明いただいてもよろしいですか。例えば、今年度の発注見込みで、災害公営住宅がこのくらいだとか、道路関係がこのくらいだとかですね。

○郷右近浩委員長 きょう大枠で、農林水産部分も含めて、出てくる工事全部——5億円以上の大規模工事の件数だけが出たのです。議会に資料提供がありまして、その中の県土整備部に係る部分の内容、詳細についての質問だと思います。

○伊藤建築住宅課営繕課長 災害公営住宅の発注予定についてでございますけれども、平成25年度の議会案件となります大型の工事につきましては、建築あるいは機械設備、電気などに工種が分けられることも想定されますけれども、7団地予定しております。平成26年度につきましては、10団地の工事を予定しているということでございます。

○五日市王委員 いずれ、12月定例会と2月定例会で、災害公営住宅は合わせて4件、道路関係も4件、河川、海岸関係が24件、港湾関係9件、下水道関係2件で合計43件という資料をいただいております。

今回のような状況で大変心配されます。もちろん同じ認識だと思いますし、やってみなければどうなるかわからないかもしれません。いずれ全て優先順位は高いのだと思うのですが、やはりさらに優先順位を絞るとか、もう少し平準化を図りながら取り組んでいかないと、本当に厳しい状況になっていくのではないかと思いますので、その辺の認識と対応をどう考えているか、お聞きしたいと思います。

○佐藤県土整備部長 私どもも、今後の受注見通しは大変厳しいと認識しています。12月定例会で予定しております契約案件のうち、県土整備部所管の3件——防潮堤の工事でございますが、実は今週の初めに、応札者なしということでございました。県内業者向けの規模の工事でございます。私どもは、これをどうするかというのを、今内部で検討しておりますけれども、発注ロットをできるだけ大きくする——件数を少なくすることによって

技術者も少なくして規模の大きい工事にするという、あるいは、今県内に絞っている地域要件を緩和する、そういうさまざまな手だてを講じながら、復旧、復興絡みの工事については、何とかロードマップに沿った工程で進めていくということで考えております。

実際にどんどん、どんどん工事のボリュームがふえていきます。平成26年度はさらにふえるということで、予算的にも相当ふえます。ただ、実際発注ロットがどのぐらいになるのかということについては、今全く内部的な作業なのですが整理をしながら、業界団体等と意見交換をしながら、どういう出し方がいいのか、もう受けられなくなるのかというようなことも率直に意見交換しながら、これから復旧、復興の支障にならないような工事の出し方をしていきたいと考えております。

○**小野寺好委員** 以前、釜石市平田地区の釜石商業高等学校跡地につくったときに、たしか樋下建設株式会社、株式会社タカヤ及び東野建設工業株式会社だったかと思うのですが、いずれも盛岡市の業者で、盛岡から2時間もかかって行ったら大変だなということで、県土整備委員会で、この会社の皆さんはどういうところを下請に使うのですかと聞いたところ、県土整備部ではそういうことは全く把握していないと、知るすべがないといったことで、では仮に下請を使わないとして、ずっとこちらから行った場合、非常に日にちがかかるので、決められた工期が延びるのではないですかと聞いたら、いや、やってみないとわからないと、そういった答えだったのですけれども、平田地区の場合はどうだったのでしょうか。ちゃんと工期どおり終わったのでしょうか。

○**伊藤建築住宅課営繕課長** 平田地区の工事ですけれども、当初発注の工期を、契約変更という形で3カ月延ばさせていただいております。この原因につきましては、工事着手早々に、杭打ち工事の機械の調達等に時間を要したということで、これは復興事業も含めて、全体的に資材あるいは機材の調達が難しい状況になりまして、そういった原因で、工期が延長となったところでございます。

また、労働者の確保につきましては、やはり県内で全ての技術者を確保できなかったと。現在の状況としましては、例えば鉄筋工事といった工種については、県外から労働者を集めていただいて、工事の進捗を図っていただいているところでございます。

○**小野寺好委員** 震災前に、石鳥谷の業者があちこちいっぱい落札して、随分低い価格だが大丈夫なのかといった声があって、結局今回だめになったのですけれども、そういった無理な、利益の出ないような仕事は、やはりやらせるべきではないと思います。そういう意味では、今回辞退と書いている皆さんは、恐らく、技術者のこともあるのかもしれないのですけれども、やっぱり利益が出ないのでよくないと思います。そういった部分でお尋ねしたいのは、資材の価格について、実態と、国ではなく県で予定している価格とのずれというのは、5%や10%など、どのくらいかを把握しているのでしょうか。

○**伊藤建築住宅課営繕課長** 設計価格につきましては、昨今の資材不足等を反映して、かなり上昇が見られるところでございます。設計価格との乖離につきましては、実勢価格等の把握、他県での見積価格あるいはカタログ価格といった価格と実勢価格との乖離がどの

程度なのか、あるいは他県でそういったものの扱いをどうされているのかというところを県でも調査した上で、設計価格の安定方向への見直し等を随時行いながら、実勢価格に近い形での設計金額の算定等を行っているところでございます。

○**小野寺好委員** 二、三の業者から聞くと、国土交通省はすぐ対応してくれるが、県は評判がよくないので、ちゃんと対応していただけるのかということでも聞きました。

それから、見積合わせは毎回やっているのでしょうか。それとも、こういう場合にやるのだという基準などがあればお聞きしたいと思います。

○**佐藤県土整備部長** 工事価格というか、設計変更等の対応のお話だと思いますが、国と県でどれぐらいのスピードの違いがあるのかというのは、私どもでは承知はしておりません。時期的な問題はともかくとして、単価の見直し、あるいは前に御指摘がありましたけれども、スライドへの対応については、業界の人たちにもきちんと制度を説明して、最後の精算までには、単価もきちんとさかのぼって計上させていただくという形で進めさせていただいております。現実にはマンパワーの問題があつて、言われてすぐ、この二、三日でぱっと出してすぐに設計変更できるというようにはなかなかないというところで、いろいろ不安を与えていることはあろうかと思いますが、そういうことをしっかりやっていくということについては、これからもさまざまな機会を通じて、関係者の皆様にもわかっていただくように努めてまいります。

この見積合わせをどういう場合にやるかということについては、随意契約という手法なのですが、随意契約によることができる場合について地方自治法に規定されていまして、この工事の場合ですと緊急性ということでやっております。ですから、基本的に我々がやる工事関係は、条件付一般競争入札というのが原則なのですけれども、今回のように一般競争入札ではおこなってしまうというような、基本的には急ぐという観点から、必要であればこういう形でやっていけるといふものが多いと思います。この工事というよりは、特殊な機材など、ここしかないというような場合はそこと随意契約でというものもありますけれども、県土整備部では余り事例はございません。

○**小野寺好委員** 消費税の話が出たので、9月30日までに契約すればいいが、その時期を過ぎたので、これから工事をする方は、材料は消費税5%で買って、引き渡すときは8%での価格となり、3%の利益が出ると思うのですけれども、これはそのとおりですか。

○**伊藤建築住宅課営繕課長** 今の制度上はそのような形になっております。

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。



お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第48号災害公営住宅（陸前高田市柳沢前地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤建築住宅課営繕課長 それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案（その5）の2ページをお開き願います。議案第48号災害公営住宅（陸前高田市柳沢前地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。災害公営住宅（陸前高田市柳沢前地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の5ページをお開き願います。工事名は、災害公営住宅（陸前高田市柳沢前地区）新築（建築）工事でございます。工事場所は、陸前高田市小友町字柳沢前地内で、説明資料の位置図に示しているとおりでございます。契約金額は、税込み6億2,078万4,000円で、請負率は99.12%となっております。請負者は、大伸工業株式会社。請負者の住所は、資料に記載のとおりでございます。

本工事は、工事概要に記載しておりますとおり、災害公営住宅28戸を新設するとともに、集会所などの附帯施設及び駐車場整備などの外構工事を行うものでございます。工事日数は、契約締結の翌日から390日間で、平成25年度から平成26年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。次に、6ページをお開き願います。6ページに配置図を添付しております。網かけの部分の住棟が、今回整備されます建物の位置となっております。

次の7ページに随意契約（見積合わせ）結果説明書をつけておりますけれども、今回の契約方法は、先ほどと同様、随意契約による契約となっております。随意契約の経緯欄に記載しておりますとおり、総合評価落札方式条件付一般競争入札における入札不調を受け、先ほど御説明しました議案第47号と同様の判断によりまして、地方自治法施行令第167条の2第1項5号の規定に基づき、随意契約により請負業者の選定を行ったところでございます。見積依頼者選定条件等については記載のとおりでございます。次に、8ページをお開き願います。見積調書でございます。随意契約（見積合わせ）結果説明書にも記載しておりましたが、今回県内18者、県外10者の計28者に見積もりを依頼しまして、2者が見積もりに参加いただいたところでございます。見積もりの結果、大伸工業株式会社が、予定価格の範囲内で最低の価格を提示してくださいましたので、契約の相手方となったところでございます。

本工事につきましても、先ほど御説明させていただきましたが、議案第47号と同時期に

随意契約による請負業者の選定を行ったことから、8ページの見積調書及び5ページの3、契約金額、税込みの設計金額及び契約金額に係る消費税相当分については同様の扱いとなっております。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 これも先ほど説明した件と全く同じということでしょうか。28者の選定基準というのは県が決めて、業者にお願いして2者だけ集まったということではないのでしょうか、確認します。

○伊藤建築住宅課営繕課長 今回の見積依頼業者の選定についてですけれども、災害公営住宅に係る工事請負を随意契約による場合ということで、事業課である建築住宅課が行っているわけなのですが、恣意的な判断とならないよう、適正な運用を確保するというところで、県土整備部の道路都市担当技監を主催者とし、庁内入札関係課総括課長等を委員とします災害公営住宅建設工事随意契約審議会を設置し、随意契約の条件、見積もりを依頼する者の選定等に関しまして御審議いただき、見積依頼業者を決定したところでございます。

今回の見積依頼業者の選定に当たりましては、施工実績等については、一定の施工能力を確保するために一般競争入札のときに付しました条件に準じた形で設定したところでございます。さらに、県営建設工事競争入札参加資格者名簿において総合点が上位の方、過去の一般競争入札に参加された方を今回の見積依頼業者として選定しまして、随意契約——見積合わせを実施したところでございます。

○及川幸子委員 先ほども申し述べましたけれども、やはりこのように、28者のうち2者だけというのは異常なことであります。入札不調に終わらないように、なぜそうなのかということで、先ほどから県土整備部長もおっしゃっていますが、県外業者だけに頼らない、こういうおいしいものがあるときは、ぱっと集まるような、そういう工事内容、価格にしないとだめだと思うのです。選ばれると絶対損をするからやりたくないというのが本音のようですので、今後においても、業者ともっともっと話をし、何が原因なのか、もっと追求していくべきだと思います。最後に県土整備部長、お願いします。

○佐藤県土整備部長 今回のこの工事に限らず、この3件については、実は単価を引き上げた形で公告しております。災害公営住宅の場合、単価というか、金額の増減を国から定められているところですが、やはりどこもそういう価格ではできないということで、一定の引き上げがなされております。これは、見直した形でやるところですが、これで十分かどうかというのは、この少なさから見れば実はわからない。そういう意味では、受けていただいてよかったのですけれども、これからも実情をよく把握しながら、安心して受注していただけるような環境づくりに努めてまいります。

○城内愛彦委員 素人なので間違っているかもしれませんが、今つくっている建物は鉄筋コンクリートですよね。山田地区に宿泊施設としてできた建物は鉄骨で、あつという間に建ったのですが、そういう工法を取り入れることはできないのか。単価的にも安いのでは

ないか。県内鉄骨業者は暇だそうですので、建つ場所でもいろいろ影響があるでしょうし、構造的なものもあるだろうと思いますけれども、活用を検討する余地があるのかどうかを含めて、お伺いしたいと思います。

○澤村建築住宅課総括課長 鉄骨構造の災害公営住宅建設の余地はあるのかという御質問でございます。山田町豊間根地区に、鉄骨で計画した災害公営住宅で今工事中のものが2棟ございます。基本的に鉄筋コンクリート造のほうが防音的にはかなり楽な構造になっておりまして、鉄骨ですとどうしても音が響くという弱点はございますけれども、委員がおっしゃられたように、工期が短くて済むといったメリットはございます。

それから、鉄骨業者があいているというお話をいただきましたけれども、実際は、豊間根地区の場合は、県外の鉄骨業者に頼んでおり、その時期、時期によるものだと思いますけれども、鉄骨業者もなかなか忙しい状況にあると認識しておりまして、それらを勘案しながら、今後、鉄骨の災害公営住宅も検討してまいりたいと思います。現在設計施工一括選定方式で発注しておりますが、市町村によっては、やはりRCでないと後の問題が心配だということもございますので、そういったことはいいですよという市町村の場合は、鉄骨造の計画も受け入れるような形で発注したいと考えております。

○城内愛彦委員 先ほど来話に出ているスピード感を持って、ぜひ複合的に考えていただいて、単価等も実は大分違うらしいというのを伺ったのですけれども、多分皆さんのほうがそういう情報をたくさんお持ちでしょうから、前向きに検討しながら組み立てをしてほしいと思います。

○工藤勝子委員 この議案は2階建ての屋根つきということで、鉄筋コンクリートの3階建てや8階建てより何かほっとしてこの図を見ていたのですけれども、例えば、今非常にコンクリートが不足して価格も高くなっている中で、2階建てならば、集成材や県産材などを使った、木の香りがするような設計になっているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○伊藤建築住宅課営繕課長 今回のこの柳沢前地区ですけれども、構造的には鉄筋コンクリート造3階建てになっています。済みません、敷地がかなり傾斜しておりまして、概要に添付しましたこのパースでは、1階部分というのはこちらの方向からはちょっと見えないう状態になっています。

○工藤勝子委員 津波があっても抜けるという設計ですか。

○伊藤建築住宅課営繕課長 いいえ、ここは浸水区域ではなかったもので、そういうことにはなっておりません。RCの3階建てということになっております。RCですので、当然今設計等では、内装材等に木を使うようになっております。木造に比べて使用量はかなり低くはなりますけれども、受注業者には、県産材の活用等も含めましてお願いしているところでございます。

ただ、今回は内部に入っておりますけれども、別棟で集会所等を整備する場合は、できる限り木造にするということでの整備を進めておるところでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第49号災害公営住宅（大船渡市下欠地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤建築住宅課営繕課長 議案（その5）の3ページをお開き願います。議案第49号災害公営住宅（大船渡市下欠地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。災害公営住宅（大船渡市下欠地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。説明資料の9ページをお開き願います。工事名は、災害公営住宅（大船渡市下欠地区）新築（建築）工事。工事場所は、大船渡市立根町字下欠地内で、説明資料の位置図に示しているとおりでございます。契約金額は、税込み5億284万8,000円で、請負率は97.89%でございます。請負者は、株式会社板宮建設。請負者の住所は、資料に記載のとおりでございます。

本工事は、工事概要に記載しておりますとおり、災害公営住宅33戸を新設するとともに、集会所などの附帯施設及び駐車場整備などの外構工事を行うものでございます。工事日数は、契約締結の翌日から330日で、平成25年度から平成26年度までの2年間の債務負担行為でございます。10ページに配置図を添付しております。太枠部分の住棟が今回整備されま

す建物の位置となっております。

次に、11ページの随意契約（見積合わせ）結果説明書についてですが、今回の契約方法は随意契約による契約となっております。随意契約の経緯欄に記載しておりますとおり、総合評価落札方式条件付一般競争入札における入札不調を受けまして、先ほど御説明申し上げました議案第47号及び議案第48号と同様の判断によりまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約により請負業者の選定を行ったところでございます。

次に、12ページは見積調書でございます。随意契約（見積合わせ）結果説明書にも記載しておりましたが、県内19者、県外10者、計29者に見積もりを依頼した結果、3者が見積もりに参加いただいております。見積もりの結果、株式会社板宮建設が、予定価格の範囲内で最低の価格を提示してくださいましたので、契約の相手方となったところでございます。

本工事につきましても、先ほど説明させていただきました議案第47号及び議案第48号と同時期に、随意契約による請負契約業者の選定を行ったことから、11ページの見積調書及び9ページの3の契約金額、税込みの設計金額及び契約金額に係る消費税相当分については、先ほど御説明しましたとおり、同様の扱いとなっております。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 さっきもですけども、最後のページの備考に、5%に相当すると記載されていますが、これは印刷された紙を使ったからですか。別なページには、8%と書いてありますが、線を引いて訂正する必要はなかったのでしょうか。それがまず一つ。

あと、さっきの陸前高田市と今度の大船渡市とを比べてみて、今度のほうが戸数が多いのに価格は安くなっている。面積が狭いのかと思ったら大体同じくらいなのに、なぜこういうふうに違ってくるのでしょうか。

三つ目は、この三つとも鉄筋コンクリート造となっておりますが、鉄骨鉄筋コンクリート造と鉄筋コンクリート造とはどう違うのか。8階建てのほうは鉄骨鉄筋かと思ったらそうではないのですが、どのようなことなのでしょうか。

○伊藤建築住宅課営繕課長 まず、1番後ろ、12ページにあります備考欄に記載の5%に相当するという表記についてですけども、こちらは先ほど御説明しましたように、見積合わせを実施した段階では、まだ県の方針が定まっておりました。その結果、調書の中では見積金額に5%相当の金額を加えた額で契約するというところで、5%という表記となっているところでございます。

それから、今回の下欠地区は、先ほどの柳沢前地区よりも戸数が多いのになぜ価格が低いのかという御質問だと思いますけれども、柳沢前地区につきましては、先ほど御説明しましたように、傾斜地ということで、建物の構造が若干複雑になっております。一部にドライエリア等を設置しているということで、本体工事に係る価格が上昇するというようなこともございますし、地盤の関係で、下欠地区よりも杭工事の費用が余計にかかるという状況になってございます。その関係で、全体の工事費が戸数の割合には高くなっているという状況でございます。

それから、構造のことについてですけども、一番最初に御説明しました中田地区——8階建てですけども、RC造——鉄筋コンクリート造の建物について、この程度の階層であれば鉄筋コンクリート造が採用されるという状況でございます。先ほど鉄骨のお話もありましたけれども、超高層ともなれば当然鉄骨を採用するという場合も出てきますけれど

も、構造あるいは建物の用途によって構造を変えるという場合もございます。

それから、鉄骨鉄筋コンクリートとなりますと、RCよりさらに階層的に高く、大きな規模のものについて採用されるということで、建物の規模というか、その高さ等に関連してその構造を選定するというようなことになっております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。